

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和7年 6月 6日	
山口県知事 殿	
提出者 医療法人社団 宇部中央病院	
住 所 宇部市大字西岐波750	
氏 名 医療法人社団 宇部中央病院	
理事長 西崎 隆文	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0836-51-9965	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	医療法人社団 宇部中央病院
事業場の所在地	宇部市大字西岐波750番地
計画期間	2025年4月1日 ～ 2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	病院
②事業の規模	384床
③従業員数	582名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1 医療廃棄物処理フロー図

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙-2 中央病院医療廃棄物の処理に関する組織図

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 感染性廃棄物の容器変更 ・ 分別の強化		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 別紙-3 廃棄物分類一覧表
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 変更無し

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	感染性廃棄物の容器変更 ・分別の強化		

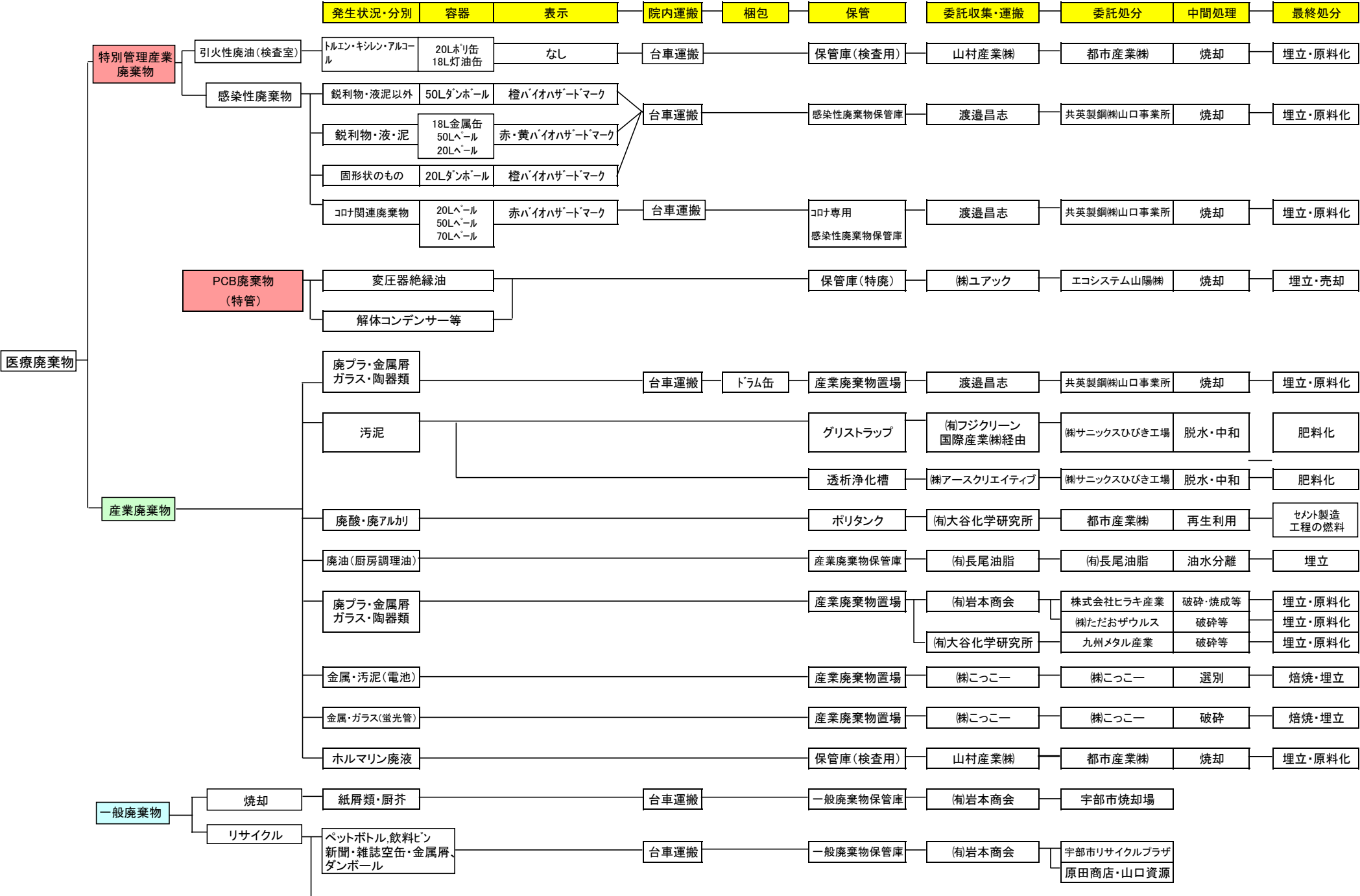
(第5面)

	②計画	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	
		全 処 理 委 託 量	t	t
		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
		(今後実施する予定の取組)		
	電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		159.77 t		
(今後実施する予定の取組)				
※事務処理欄				

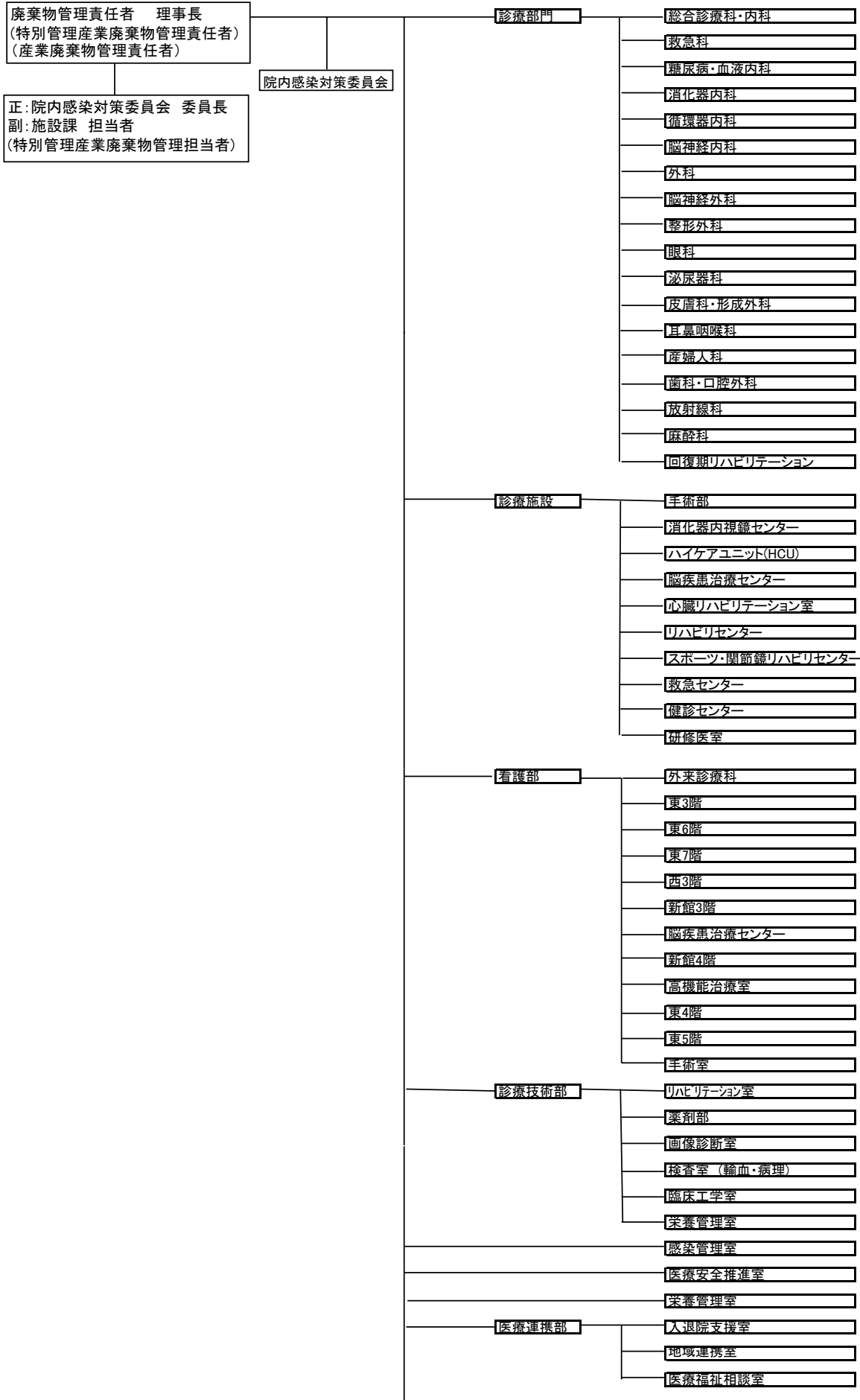
備考

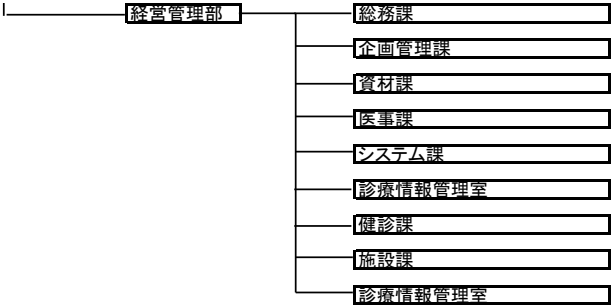
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

医療廃棄物処理フロー図

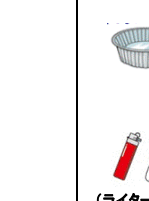
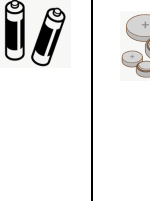
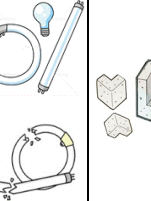
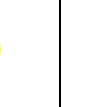








別紙-3 廃棄物分類別一覧表

の廃棄物種類	産業廃棄物												一般廃棄物		リサイクル（再資源化）廃棄物								
	感染性廃棄物				非感染性廃棄物			もやせないごみ		電池類			廃蛍光管電球	発泡スチロール	粗大ごみ	もやせるごみ	ペットボトル	缶・瓶類	新聞雑誌等	シュレッダー	ダンボール類	厚紙	
形状	液状または泥状のもの	固形状のもの	固形状のもの（石膏くず）	鋭利なもの	医療・研究用ガラス類	医療・研究用プラスチック等	その他	廃プラ含む金属類	ガラス・陶器類	乾電池	ボタン電池	充電式電池											
分類内容	・血液・血清・血漿・体液 ・血液製剤・臓器・組織・胎盤 ・胸腔ドレーン ・排液ドレナージバッグ  	○血液等が付着しているもの ・血液・体液（胸水、腹水等）で目に見えて汚染された器材等 ・血液・体液で汚染されたシリンジ、ディスポ製品（手袋、ガーゼ等）など ・輸液ルート（針なし） ・抗ガン剤の付着したもの（使用済容器等を含む。） ・透析器具 ・HIV、MRSA、多剤耐性緑膿菌などの感染症患者に使用した器材等 ・輸血セット（針なし） ・吸引用バッグ（固形剤入り） ・結核病床、手術室、ICUにおいて治療や検査等に使用された器材等 ・病原体の検査等に用いた試験器具 	○感染/非感染に関わらず ・歯科から排出する石膏くず ・石膏ギブス ・医療系石膏くず（非感染も） 	・注射針、針付注射器、メス ・アンプル・ガイドワイヤー・シース ・輸液ルート（針付） ・輸血セット（針付） ・血液・体液・組織および病原微生物等の付着した試験管やシャーレ ・ガラス片（医療用・研究用） 	○血液の付着していないもの ・点滴ボトル、薬品ビン ・ガラス製品（鋭利なものを除く） ・試験管、シャーレ、バイアル 	○血液の付着していないもの ・手袋 ・サージカルマスク ・エプロン ・側注用やミキシング用シリンジなどのプラスチック製品 ・栄養チューブなどのビニール製品 ・探尿バッグ ・点滴バッグ ・その他医療用プラスチック類等 	・検査細菌室（ビューレー）滅菌処理済み廃棄物 	・廃プラ・金属類 調理道具、金属スプーン等 文房具 CD ビデオテープ ・その他 アルミホイール ライター（ガス無） ・小さな家電製品 ・電子機器 計算機等 ※大型のものは粗大ごみへ 	・せともの 湯のみ、きょうす、茶わん ・ガラス類 花瓶、コップ 	・アルカリ電池 ・マンガン電池 	・ボタン電池 	ニカド電池 リチウム電池 ニッケル電池 	・直管蛍光灯 ・丸形蛍光灯 ・LED蛍光灯 ・電球型蛍光灯 ・白熱灯 ・グローランプ ※割れたもの可 	・発泡スチロール 	・ロッカー、机 ・医療、研究用機器 ・電化製品 ・ペットマット（非感染性） ・バケツ、洗面器 ・皮革類 くつ、バッグ、ベルト ・その他一般産業廃棄物として分類されているもの ※大型製品（廃プラ・木製） ※家電類 → 産業廃棄物になる 	・生ゴミ・木くず・紙くず ペーパータオル、割り箸 ・プラスチック製品 弁当スプーン 文具、 ・ゴム類 長靴、ゴム手袋（台所用） ・その他 毛布、ぬいぐるみ、汚れの落ちないプラスチック容器 ・検尿コップ、木製舌圧子（非感染性のみ） 	・プラマークのものの カップ類容器、トレイ、卵パック、プラスチック製のボトル類、レジ袋、インスタントの袋、菓子袋、ペットボトルのふた ・非感染性おむつ 使用済みのもの - 木材で1辺の長さが50cm未満の物 	ペットマークが表示されたものの ペットボトル	・アルミ缶 ・スチール缶 ・瓶 ・スプレー缶 ・角缶 ・金属缶 ※中身のないものに限る	・新聞 雑誌類 書籍、週刊誌、カレンダー、カタログ類	・シュレッダー OA用紙を 裁断したもの	・ダンボール	・厚紙 紙箱 包装紙等 紙箱、紙袋、菓子箱、包装紙（医療製品の箱も可）
	マーク					-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
搬出時	赤色のバイオハザードマーク入り・50L・20Lプラスチックペール缶にビニール袋を入れ結束後、蓋を押し込んで閉じる（部署名記載のこと）	橙色のバイオハザードマーク入り専用50Lダンボール箱にビニール袋を入れ結束後、粘着テープで閉じる（部署名記載のこと）	橙色のバイオハザードマーク入り専用50Lダンボール箱にビニール袋を入れ結束後、粘着テープで閉じる（部署名記載のこと）	黄色のバイオハザードマーク入り専用18L金属缶容器に入れ閉じる（部署名記載のこと） 20Lプラスチックペール缶でも同様とする	透明なビニール袋を二重にし結束する。 ゴミ集積場でガラス・陶器220LDラム缶容器へ入れる	橙色のバイオハザードマーク入り専用50Lダンボール箱にビニール袋を入れ結束後、粘着テープで閉じる（部署名記載のこと）	ビニール袋に入れ結束する。 ゴミ集積場で廃プラ220LDラム缶容器へ入れる	ゴミ集積場の廃プラ220LDラム缶容器へ入れるか、透明ビニール袋に入れ、屋外粗大ごみとする	透明なビニール袋に入れ結束し、ゴミ集積場でガラス・陶器220LDラム缶容器へ入れる	ゴミ集積場屋内の電池種類別のカゴに入れる	ゴミ集積場屋内の電池種類別のカゴに入れる	ゴミ集積場屋内の電池種類別のカゴに入れる	ゴミ集積場屋内の蛍光管入れあり	ゴミ集積場屋内の発泡スチロール置場フレコン（大きな袋）に入れる	ゴミ集積場の指定の箇所（屋外）に置く	透明のビニール袋に入れて結束後、所定の置場に置く	透明のビニール袋に入れて結束後、排出する	透明のビニール袋に入れて結束後、排出する	ひもで結束後、排出する	透明のビニール袋に入れて結束後、排出する	折りたたんで専用置場に置く	透明のビニール袋に入れて結束する。紐で縛ってもよい	
注意事項	・臓器等の排出については、ホルマリン等を取り除き排出すること ・液状、泥状のものは、ビニール袋から液体等が漏れないように凝固剤等で固めたうえ、結束し排出する	・注射針等鋭利なものは絶対入れないこと ・輸液セットに付いている針等の鋭利な部分は切り離し黄色のバイオハザードマーク容器に廃棄する ・輸液ルート（針等の鋭利な部分がついていないもの）	・注射針等鋭利なものは絶対入れないこと ※非感染でも医療系の石膏くずを廃棄する場合はこちらの容器を使用願う	・使用済み血液の付着した注射針・針付注射器・スピッツ・メス等は全て入れること ・携帯用廃棄ボックスの蓋を確実に閉める ・針等の鋭利な部分がついた輸液ルートは切り離さずに廃棄する	・血液の付着したものは入れないこと ・ジュース、飲料水用ビンは、一般廃棄物に排出すること	・注射針のついたままのチューブ等は絶対入れないこと ※廃棄部署によっては非感染でも感染性廃棄物扱いとなることから、当院では一律感染性廃棄物扱いとする	滅菌済みである旨の表示をする	屋外に置くと風で飛散する小さなものは廃プラドラム缶に入れる事	蛍光管・電球は捨てない事	電池以外のもを捨てないで下さい 電池以外のもを捨てないで下さい	電池以外のもを捨てないで下さい 電池以外のもを捨てないで下さい	電池以外のもを捨てないで下さい 電池以外のもを捨てないで下さい	電池以外のもを捨てないで下さい 電池以外のもを捨てないで下さい	割れた蛍光管・電球は、ビニール袋に入れて飛散しないようにすること。	-	基本的に自らゴミ集積場に搬出すること 製品の箱（紙・段ボール）や、用紙等を屋外に放置しないこと 非感染性のおむつは、もやせるごみで可	汚れたプラごみとの混在は可、ただし、診療や研究など業務で使用したプラスチック類は 当該ルールとして感染性廃棄物扱いとする 非感染性のおむつは、もやせるごみで可	汚れているものは、もやせるごみに入れて下さい	スプレー缶は穴をあけガス抜きすること	-	シュレッダーしたOA用紙以外を入れるとリサイクル不可	-	汚れているもの、特殊加工（シール、コーティング、感熱紙等）されているものは不可
厳守事項	①感染廃棄物の処理費用が高額なため、一般廃棄物、感染性廃棄物及び非感染性廃棄物の分別は徹底すること（感染性廃棄物処理料は高額なため） ②感染性廃棄物の容器使用時は、安全性を確保するために、満杯になる前（80％）に、搬出すること ③感染性廃棄物容器が傷んだり、不良のものがあれば、東館地階コントロール室に返却すること。一般廃棄物として廃棄したり、リサイクル置場に置いてはならない							ライター等は必ずガスを抜いて捨てる事、電子機器は電池を抜いて捨てる事	蛍光管は故意に割らない事。水銀が飛散するため	電池は使い切って捨てて下さい。火災の恐れあり				蛍光管は故意に割らない事。水銀が飛散するため	-	個人情報流出の危険性を避けるため、パソコン等の廃棄については、一タを初期化し廃棄してください	感染性廃棄物の容器（ダンボール）はもやせるごみとして捨てない事 透明な中身の見えるビニール袋で捨てること	-	個人情報の記載されている用紙を出さない事	-	感染性廃棄物の容器（ダンボール）は出してはならない	-	
廃棄物置き場	・廃棄物置場は、以下の通り ① ゴミ集積場（旧焼却場）：感染性廃棄物は屋内置場（ナンバーロック施設）、非感染性廃棄物、リサイクル廃棄物は屋内・屋外の決められた場所へ ② 中庭ゴミ中間保管場（ナンバーロック施設）・・・土休日の仮置場とする ③ コバルト棟ゴミ中間保管場（感染性ゴミはナンバーロック施設） ④ 南館ドライエリア手術室専用ゴミ集積場（物置鍵で施設）							・ゴミ集積場（旧焼却場） 屋内（蛍光管類、電池類） ・ゴミ集積場（旧焼却場） 屋外ドラム缶（廃プラ、ガラス陶器） ・東館地階 コントロール室入口（蛍光管類）			ゴミ集積場 屋内 粗大ごみ区画	ゴミ集積場（旧焼却場） 屋外 粗大ごみ区画	ゴミ集積場（旧焼却場） 屋内 もやせるごみ置場	ゴミ集積場 屋外 カン・ペットボトル置場	ゴミ集積場 屋内	ゴミ集積場 建屋横 ダンボール置場							

廃棄物の捨て方が分からない場合の問合せ先

医療現場で発生する（主に感染性）廃棄物 → 感染管理室

その他全般（機器・薬品・廃液・電気製品など） → 施設課（内線：2812）

廃棄物の捨て方が分からない場合の問合せ先

医療現場で発生する（主に感染性）廃棄物	→ 感染管理室	その他全般（機器・薬品・廃液・電気製品など）	→ 施設課（内線：2812）
---------------------	---------	------------------------	----------------

制定：平成22年3月
改訂：令和6年6月

多量排出事業者の特別産業廃棄物処理計画書(補足)(令和 7年度計画)

別紙2ー2

多量排出事業者 名 称	医療法人社団 宇都中央病院	所在地(市町名)	宇都市	事業の種類	病院
-------------	---------------	----------	-----	-------	----

(単位:トン)																					
区分	種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物	廃油	0.48	0.47									0.48	0.47	0.48	0.47						
	廃酸																				
	廃アルカリ																				
	感染性産業廃棄物	159.29	157.70									159.29	157.70	159.29	157.70						
	PCB																				
	PCB汚染物											0		0							
	PCB処理物																				
	廃石綿等																				
	有害産業廃棄物																				
	計 (B)	159.77	158.17	0	0	0	0	0	0	0	0	159.77	158.17	159.77	158.17	0	0	0	0	0	0